

常滑市教育委員会と知教労との話し合いのまとめ

令和5年10月12日(木) 16:00~17:15

参加者 常滑市:土方教育長、堀指導主事

知教労:岩澤、水野、中沢

【委】=常滑市教育委員会 【組】=知教労

1 改正「給特法」に基づく、勤務時間の上限指針

(1) 勤務時間上限の遵守

【組】 常滑市としては「上限指針」遵守のための業務縮減方針はどのようにになっているか。

【委】 校長会では話をしているが、いつまでに達成するかという期限はない。

【組】 令和3年度から始まっているが、現時点でも守っていないのは、具体的な基準がないからではないか。2019年3月19日付文科省通知は、各教委に具体的な業務縮減方針を示すこととしている。

【委】 令和3年4月時点で、教職員労働安全衛生規則を制定し、月80hを超えた教員はすべて産業医の面談を受けるようにしている。

【組】 超過した場合の体制はできているが、そうなってしまった勤務の状況を点検することが重要ではないか。

【委】 点検も行っている。どの業務をいかに減らすかという点が課題だと考えている。

【委】 学校は年度当初がもっとも忙しく、超過勤務が多い。次年度始めまでに、ある程度是正する措置を講じたい。小学校、中学校それぞれの状況を踏まえた対策をしていく。

【組】 6~7年前と比較すれば超過勤務は減ったが、一部の校長はそれをもって対策は十分と言うことがある。法的基準に照らせば違法であることにかわりない。

【組】 時間を生み出す工夫は大切だが、文科省通知は業務縮減=業務を減らすことを求めている。具体的にどの業務をやめるのか。

【委】 何を減らすのか、具体的にはまだ明確でない。

【組】 文科省通知が示す14類型の業務から始めればよいのではないか。

【委】 そのためには保護者の不信を招かないようすべきだが、保護者の中にもさまざまな考えがあり学校の業務を直ちに減らすことにも賛否がある。

【組】 それは法令の定めについて周知が不十分だからであり、保護者の認識も学校の業務縮減の法的基準を守る方向に変えていかなければならない。その広報は誰の仕事か。

【委】 市教委の業務である。

【組】 教育行政として、具体的な方針をもって進めていってほしい。

【委】 学校の業務であるが必ずしも教員が担わなくともよい業務があることを、文書で示すことはできる。本年度末までに、そうした文書を教育長名で発することを検討する。

(2) 休憩が取れなかった場合の、勤務時間の正確な把握

【組】 令和5年6月の出退勤時刻・在校等時間記録を確認したところ、常滑市内ほとんどの学校で、休憩が取れていない状況が正しく記録されていない。労基法上、休憩を取らせなければならない点での違反と、労安法・地公法上、正確な勤務時間の記録を公文書として作成しなければならない点での違反の、二重の違法状態となっている。

【委】 土日に出勤した場合の記録漏れ等違和感があるときは確認するよう校長を指導する。

【組】 そうした校長への指導を、常滑市教委はすでに6年間続けているはずで、その結果ほとんど不正確な記録・数字が県教委まで報告されている。厳しく言えば、公文書の虚偽記載が見過ごされていると言ふことだ。同じ指導を繰り返しても改善は望めない。

【委】 市教委、指導主事が各学校に出向いて確認する。

【組】 常滑市は学校数がそれほど多くないとはいえ、その方法は実効性が薄い。まず校長の意識を高めることが先決だ。常滑中・鬼崎中以外は、すべての教員が全勤務日に休憩が取れた記録となっている。そうした事実は存在しないはずである。校長が休憩の定義を理解していないか、理解しているならば公文書の虚偽記載を容認しているかであり、いずれにせよ法令違反の記録となっている。

【委】 正確な記録を残さなければならないのは当然だ。

【組】 校長が理解しているとして、実際に記録する教諭の意識を高めることも必要だ。その責任は誰にあるか。

【委】 校長にある。また、それを補佐する教頭にある。

【組】 校長はじめ全職員に対して一斉に講習会などの研修を実施してはどうか。

【委】校長会議等できちんと話をし、その後点検という流れで取り組む。

2 多忙化解消・業務の縮減・管理

【組】多忙化解消を進める上で、真っ先に縮減すべき業務が学校にはある。教員の業務か否かの検討以前に、外部の任意団体の仕事を学校から廃すべきだ。

【委】教諭を出張させるか否かは校長の権限であり、市教委からは言及できない。

【組】国も県も教員の仕事を減らせと言っているときに、いつまでこうした昭和時代の慣習を続けるのか。外部団体発行の副教材編集は、世間一般の常識に照らしても教員が本務としておこなう業務ではない。

【組】一般的に教材選択の権限は誰にあるか。

【委】教員が選択し、校長が裁可する。

【委】公費から一部予算がついているのは、現場が必要としているからだ。

【組】現場の意見はどのように聞いているのか。

【委】校長会、および教頭会・教務主任者会・校務主任者会などがまとめる予算要望書を基にしている。

【組】現場の教員のほとんどは、校長会の予算要望書を見ていない。とりまとめ担当者によっては何が必要か意見を聞くこともあるが、それが反映されたか否かは確認されない。市教委が予算要望書を現場の意見と見なすならば、予算要望書の内容を全教諭に見せたか否かを、校長会に確認すべきだ。

【委】現場の意見をつかむようにしたい。

【組】今の構造は、一部の教員の意見が予算要望書としてまとめられ、不要なものにまで予算がついている。公費支出の在り方としても問題がある。

3 部活動の地域移行、教員の兼職兼業

【組】常滑市では、サッカー・剣道・吹奏楽の3つの部活動が地域移行に向けて動き始めている。しかし、他の活動を含めた全体計画が未策定だ。

【委】3つの活動の移行を進める中で、課題を洗い出し、本年度末までに全体計画・方針を策定していく予定だ。

【委】移行の事業は市教委だけでやれるものではなく、市内の競技団体や地域との連携を図りながら進めていかなければならない。

【組】令和6年度からは他の活動も順次移行されていくことになるが、地域の人材を確保することはどこの地域で

も難しい。結局教員の兼職兼業が求められるのではないかと危惧している。土日の地域クラブ指導を希望しない教員に、兼職兼業を依頼すべきではない。

【委】教員以外の指導者がいなければ、その地域クラブは立ち上げない。希望しない教員に兼職兼業を依頼することはあり得ない。

【組】その原則が大切だと考える。校長から兼職兼業を直接打診されると、職員としては断りにくい。教員の兼職兼業の希望の有無は、確認の仕方を配慮すべきだ。

【組】なかには土日の指導で兼職兼業を積極的に希望する教員もいるはずだが、平日と土日で別の管理者が統括して勤務時間把握するシステムがない。兼職兼業の勤務体系が行われる前に、具体的な運用の仕組みを構築する必要がある。

【委】勤務時間の総計を把握することは重要だ。兼職兼業の希望が出てきたとき、調整・統括する仕組みを整えていく。

【組】実際には勤務校の管理職が、兼職先の責任者と連絡を取り、とりまとめることになるのか。

【委】現在のところ、兼職兼業を希望しているのは7人のみだが、多くなってくると難しい面も出てくるだろう。

【組】超過労働時間の上限は月45h・年360hなので、教員としての超過が月25h程度の人しか兼業できないことになる。学校の業務縮減が進まない限り、教員の兼職兼業は事実上無理ではないか。

【委】例えば現在進みつつある剣道の場合だと、兼職兼業の教員も、他の指導者とローテーションを組み、土日の指導は毎週ではなく月1回行うこと基本としている。こうした仕組みができれば、兼職兼業も可能となるだろう。

【組】土日の移行ができない場合は、その部活だけは従来の体制が存続するのか。そうなれば、移行した活動と従来の部活指導と、担当する教員によって著しい差が出る。

【委】詳細は未定だが、移行できなかった場合は、その部活は土日の活動を行わないことを考えたい。よって、教員がどの部活動を担当するかによって差異は発生しない。

【組】こうした仕組みということを教員に知らせたい。そのためにも地域クラブ活動移行の全体計画の早期策定を期待する。

以上